

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金への出資額）</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による四百六十二億三千八十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> <p>（銀行の理事の任命）</p> <p>第十九条 国際復興開発銀行協定第五条第四項の規定による銀行の理事の任命は、内閣が行う。</p>	<p>（基金への出資額）</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による三百八億二千五十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> <p>（理事の任命）</p> <p>第十九条 国際通貨基金協定第十二条第三項又は国際復興開発銀行協定第五条第四項の規定による基金又は銀行の理事の任命は、内閣が行なう。</p>